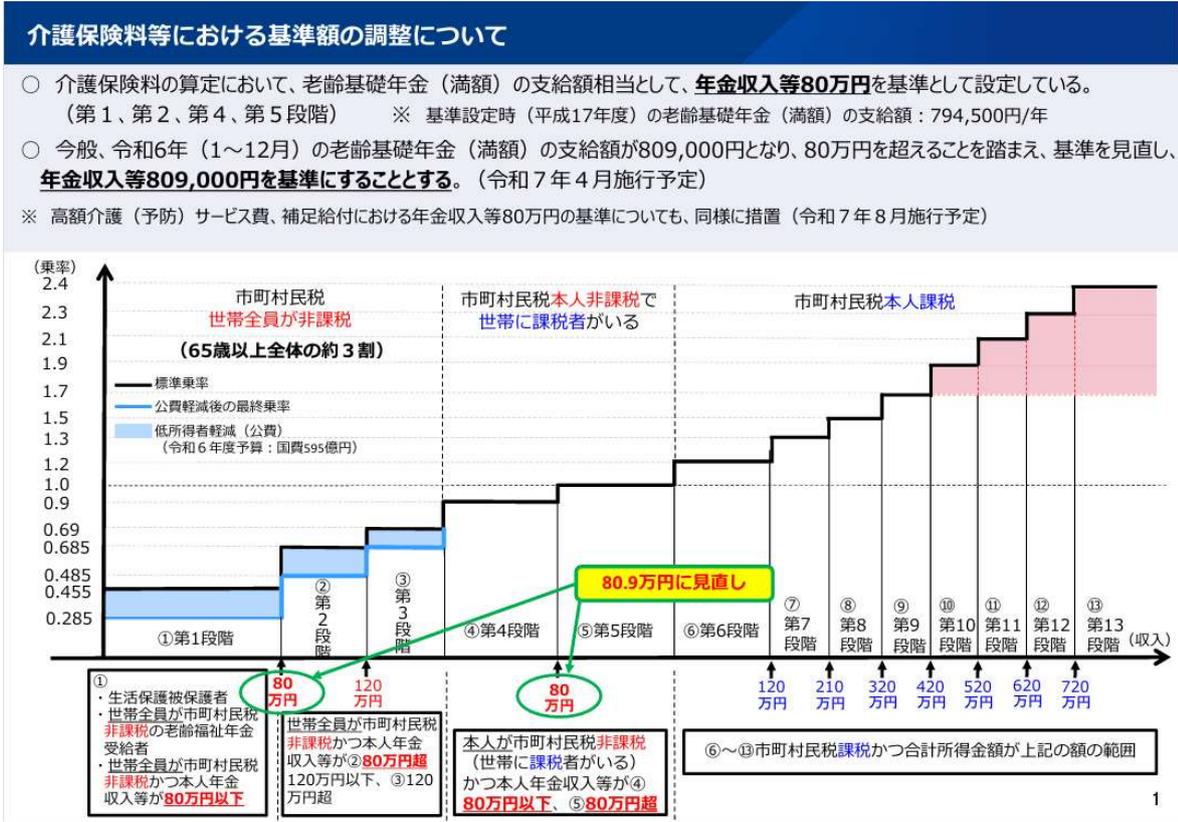


■厚生労働省作成資料



■第9期高齢者福祉計画 74ページ

(3) 所得段階別の介護保険料

- 所得段階別の定額の保険料とは、被保険者の収入に応じてグループに分け、その段階に応じて保険料率を設定して保険料を算定したものです。
- 国は標準段階を13段階としていますが、本市ではさらに細分化し、被保険者の負担能力に応じた16段階に設定しています。

■第1号被保険者所得段階別保険料

所得段階	該当者	保険料率	【円】		
			年額(上段)	月額(下段)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.455	33,852	2,821	
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以下の人	0.685	50,964	4,247	
第3段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.690	51,336	4,278	
第4段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.900	66,960	5,580	
第5段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超の人	基準額	74,400	6,200	
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	89,280	7,440	
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	96,720	8,060
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	111,600	9,300
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	126,480	10,540
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	141,360	11,780
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	156,240	13,020
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	171,120	14,260
第13段階		合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.400	178,560	14,880
第14段階		合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.600	193,440	16,120
第15段階		合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	2.800	208,320	17,360
第16段階		合計所得金額が1,000万円以上	3.000	223,200	18,600

